

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○保安林皆伐面積の限度 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (2件) ()	2

告 示

高知県告示第63号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成24年度第1次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成24年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

- 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林 (単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	41.70	531.10
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	787.06	194.96
3 安芸川	安芸市 芸西村	283.16	203.30
4 夜須川	香南市	3.80	2.46
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	783.96	109.64

6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,534.36	86.13
7 鏡川	高知市の一部	163.55	9.00
8 本川地区	いの町の一部	657.78	18.28
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	651.99	126.06
10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	123.64	113.99
11 四万十川上流	中土佐町の一部 檮原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,572.27	190.27
12 伊与喜川	黒潮町の一部	48.46	49.44
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,438.55	369.80
14 大方地区	黒潮町の一部	79.36	78.76
15 松田川	宿毛市の一部	133.16	179.32
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	97.32	43.16
17 土佐清水地区	土佐清水市(下ノ加江を除く。)	197.54	165.04

計	8,597.66	2,470.71
---	----------	----------

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.48
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.06
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	10.70
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.82
計		33.90

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	68.68
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市	3.38

事務所管内	香美市	
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	55.94
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.88
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	3.94
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
	計	153.82

高知県告示第64号

平成23年12月高知県告示第795号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村清水下分9番地2
イ 氏名
曾我 修
 - (2)ア 登記簿記載の住所
吾川郡伊野町枝川2450番地103
イ 氏名
川村 靖
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成12年6月農林水産省告示第896号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第65号

平成23年12月高知県告示第796号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
和歌山県和歌山市市小路202番地2
イ 氏名
西田 要幸
 - (2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡仁淀村森2491番地
イ 氏名
田村 幸子
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成12年10月農林水産省告示第1325号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について